

徳島県情報公開審査会答申第116号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成22年6月22日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次の公文書公開請求を行った。

① 行政は継続性が有るのか。

有れば [有る事を示す根拠の書類]

無ければ [無い事を示す根拠の書類]

② 行政は自分の間違いに気付いたときはどう対処するのか。

③ 行政は間違いを指摘され、間違いを認めた時は、結果の責任を誰が取るのか。

④ 港振138号に示す。水域占用物の耐用年数や塗装及び外板の必要な性能を決定した根拠が記入されている設計されている設計計算書を要求して居るが、何を根拠に要求して居るか、根拠になる、法的な書類。港湾課の協議録。

⑤ 徳島県港湾課に、水域占用物の耐用年数や塗装及び外板の必要な性能を決定した根拠が記入されている設計計算書。港湾課に過去に提出書類があれば、参考までに、示してください。

⑥ ○○・○○・漁協に港湾課が我々に同意を求めた権利の付与を示す。書類。漁協への、港湾課が権利付与に付いて協議した記録。付与に付いての決済が解かる書類。

⑦ 港振138号に示す。区画漁業等を行っている漁業協同組合の同意書を求めるが、何の権利に対する同意書か港湾課が与えた権利の説明、権利と義務を示す書類。港湾課内の権利に対する。決裁書類。

⑧ 港振138号に示す。徳島県職員の県民に対する、平等・公平・公正を原則に港湾行政をすることや徳島県及び徳島県職員に対する単なる要望や批判にすぎないのである。と有るが、徳島県職員に対する。要望や批判をどの様にして、徳島県の何処へ訴えれば良いですか。教えてください。

⑨ 港振138号に示す。いずれも、徳島県及び徳島県職員に対する単なる要望や批判に過ぎない。と主張するが、我々は、行政手続法・第5条・審査基準・に基づく説明を求めています。我々の主張が要望や批判に過ぎないと判断をした説明をして下さい。審査基準に対する説明の要求が、要望や批判に過ぎないと判断した根拠の書類を見せてください。港湾課内部の決裁書類。

2 実施機関の決定

平成22年7月5日、実施機関は、上記請求に対して、次の2件の決定処分を行い、異議申立人に通知した。

- (1) 上記請求中「①～③」及び「⑤～⑨」（以下「本件請求」という。）について、港空第3004号により、本件請求に係る公文書が不存在であることを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 上記請求中「④」について、「港湾法第37条第1項に基づく港湾区域及び港湾隣接地域内の工事等の許可審査基準」を特定し、港空第3003号により、公文書公開決定処分を行った。

3 異議申立て

平成22年7月29日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成22年9月2日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成22年7月5日付け港空第3004号により異議申立人に対して行った「公文書公開請求拒否決定通知書を取り消す」との決定を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書、当審査会での口頭意見陳述等における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 徳島県は、平等・公平・公正を原則に行政をして頂きたい。
県民に嘘を付かない、隠さない、騙さない。事実を正直に開示する。
事実に対する質問に、事実に基づいて説明責任を果すべきである。
- (2) 請求⑥、⑦について、港湾課は文書が不存在であるため、何もない。「公文書公開請求拒否決定通知書港空第3004号」に示す通り、港湾課は、我々に無い権利を在るかの様に装い特定の団体に、特別な権利の行使を指導する事は間違っている。このような港湾課の指導は、「公務員職権濫用」第193条・公務員がその職権を濫用して、人に義務の無いことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときに、あたる。

- (3) 東土第31408号補正書「5 近隣地先水面で区画漁業等を行っている漁業協同組合は利害関係人に該当することから、その同意書を添付すること。」の取消を求めらる。
- (4) 平成○年(行コ)第○号・審査基準開示請求控訴事件(第3)(2)を引用する。
行政手続法第5条が、行政庁は、申請に対する処分について、審査基準を定めるものとし(同条第1項)、その審査基準については、許認可等の性質に照らして、できる限り具体的なものとしなければならないとし(同条第2項)、行政庁は、審査基準を公にしておかななければならない(同条第3項)
それぞれ定める趣旨は、行政庁に対して許認可等の申請をする者に対して、あらかじめ審査基準を公にすることにより、行政庁の行う許認可処分の透明性等を確保しようとしたものと解されるから、公にされる審査基準に関しては、相応の具体性を有するものでなければならない。ただ、同条第2項が定めるように、許認可等の性質に照らして、できる限り具体的なものであれば足りる。
行政手続法第5条第1項は認める。第5条第2項は争う。第5条第3項は知らない。
- (5) 審査基準(2)申請書に添付する書類及び図面は規則で定めるもののほか、利害関係人が存在する場合はその同意書を添付していること。
⑥近隣事業者の事業活動に支障を与えない(与える場合は同意書をもって足る)
上記(2)、⑥については争う。その他は争わない。
- (6) 審査基準については、許認可等の性質に照らして、できる限り具体的なものとしなければならないとし(行政手続法第5条第2項)。
ア 徳島県情報公開審査会(答申第87号、88号)
イ 平成○年(行ウ)第○号公文書非開示処分取消請求事件
ウ 公文書公開請求拒否決定通知書(港空第3004号)
上記ア、イ、ウともに審査基準(行政手続法第5条第2項)を具体的に説明できる書類は開示できなかった。
- (7) 審査基準・補正書・東土第31408号・5・近隣地先水面で区画漁業等を行っている漁業協同組合は利害関係人に該当することから、その同意書を添付すること。
ア 漁業協同組合は、若布の養殖(区画漁業権)は、若布の養殖を営む権利で、周囲の事業者には権利の行使をする権利でないと明言しています。
イ 区画漁業権の権利者は漁業協同組合の権利です。第三者が行使する権利ではありません。
平成○年(行ウ)第○号水域占用不許可決定取消請求事件
港湾法の趣旨、目的、港湾法37条1項、2項の規定及び港湾法37条1項の占

用許可処分の性質からすると、港湾法37条1項の占用許可処分は、これを決定する行政庁の合理的な裁量にゆだねられているというべきであって、裁判所が当該処分の違法性を判断するにあたっては、当該処分が裁量権の行使として、されたことを前提として、その基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎をかくこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠く事、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと違法となるとすべきものと解するのが相当である。

(最高裁平成18年11月2日第1小法廷判決・民集60巻9号3249頁)

- (8) よって、港湾法37条1項の規定による、徳島県の求めた、補正書（東土第31408号・5）は取り消されるべきである。
- (9) 徳島県情報公開審査会答申86号を尊重して、審査基準（行政手続法第5条第2項）を具体的に説明できる、業務に関する要望等に対する職員の対応要綱を職員に持たすべきである。
- (10) 漁業協同組合に港湾課がどういう権利を与えたのか聞いたが、県は無いと言うので、漁業協同組合は、利害関係人でない。
- (11) 水産担当次長は、「漁業権は、期日と魚種と期間を決めたもので、それ以外の何ものでもない。それは、〇〇〇でない。」とはっきり言っている。
- (12) 県が漁業協同組合の同意が必要と言うから、漁業協同組合に対して同意を求めたことはある。その時、漁業協同組合に〇〇を持ってくると言われ、〇〇まで存在している。船が来た際には、〇〇として〇〇と言うから積んである。このことについては、海区漁業調整委員会の公聴会ではっきり発言した。
- (13) 「行政手続法」は、審査基準を決め、その審査基準について県民から尋ねられた場合はきちんと説明しなければならないと定めている。しかし、その基が無いから、県職員が審査基準をどうとでも解釈できる。
- (14) 審査基準の基について、大事なことは書類で残すべきである。物事を決めるのに、芯の部分がなくて、枝葉の紙切れを一枚持ってきて、その説明を誰ができるのか。
- (15) 港湾課は補正を求めた、審査基準を開示し、根拠と理由を詳しく説明し、求める補正書の理由を明らかにすべきである。

- (16) 県が求める「設計計算書」は、世の中に無い書類である。情報公開請求したが、県にも無いと言っている。海運局・造船所に行っても無い。役人が文書を書くと存在すると思う。無いものは提出できない。世の中に無い書類を、役所で協議して作り、それにより不許可にするという考え方は間違っている。
- (17) 設計計算書は、県の役人が後で考えたものである。後で提出しろと言うから。無いと言っている。構造計算とか、公になっている書類は、すべて提出している。間違いではないかと聞いても、間違いではないと言う。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 本件公文書について

平成22年6月22日付けで異議申立人から出された公文書公開請求に対し、現に本件請求に係る公文書を保有していないため、公文書公開請求拒否決定処分を行った。

この度の異議申立人の主張は、本件処分について、取り消すとの決定を求めるというものである。

2 本件処分の理由等について

(1) 本件処分の根拠について

条例第7条第2号に該当するため、公開請求を拒否したものである。

(2) 本件処分の理由について

〇〇協同組合は、平成20年10月6日、港湾法第37条第1項の規定に基づき、〇〇港港湾区域内の水域占用許可申請を行った。港湾法第37条第1項の港湾区域内の水域占用許可に係る審査基準にある「近隣事業者の事業活動に支障を与えない（与える場合は同意書をもって足る）」との基準を示し、近隣地先水面で区画漁業等を行っている漁業協同組合の同意書を申請書に添付することを求めた。しかし、期限までに上記の補正がされなかったため、平成20年11月12日付けで本件申請に対して不許可処分を行った。異議申立人はこれを不服として、異議申立てをなし、徳島県は平成21年1月26日、これを棄却した。

本件請求の内容は、上記〇〇港港湾区域内の水域占用に関する異議申立人の意見・要望についてであり、実施機関は本件請求に係る公文書を保有していないため、公開請求を拒否したものである。

なお、異議申立人は平成21年8月20日付けで、当該水域占用不許可処分の是非について、訴訟（平成〇年（行ウ）第〇号水域占有不許可決定取消請求事件）を提起したが、平成22年8月9日に、原告たる異議申立人の請求を棄却する旨の徳

島地裁判決が言い渡された。

同裁判においては、本件請求にも関係する、「近隣事業者の事業活動に支障を与えない（与える場合は同意書をもって足る）」との基準を充たしていないと判断したことの是非についても争われたが、判決文において、「本件釣り筏は、遅くとも平成12年5月16日から〇〇港沖に設置されており、その設置方法も係留施設の沖合50メートル付近にアンカーで設置されているという状態であること、本件釣り筏が縦20メートル、横60メートルの鋼鉄製の構造物であることからして、被告が、本件釣り筏の現況における安全性が確認できず、本件釣り筏が周辺海域を漂流し、航行船舶と衝突するなどして、港湾施設や船舶の航行に重大な支障を生じさせるおそれがある」ことを理由に、近隣地先水面で区画漁業等を行い、利害関係人たる漁業協同組合の同意書の提出を求めたことについて、「社会通念上不合理な点があるとは認められず、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるとは評価出来ない。」との裁判所の判断が示されている。

- (3) 「漁業権」は漁業法に基づく、排他的に漁業を営む権利である。

一方、本来、公有水面の利用は自由使用が原則であるが、特定の者にその水域を占用させる権利は、港湾法に基づく「水域占用許可」によって与えられるものである。

港湾区域内で「若布の養殖」をするためには、その「漁業権」と若布養殖施設の「水域占用許可」が必要となる。

- (4) 本件釣り筏は、近隣で漁業活動を営む漁船等の航行の支障となっていることに加え、安全性が確認されていない本件釣り筏が周辺海域を漂流し、近隣で区画漁業を営む漁業協同組合の養殖施設や、漁船と衝突するなどして、船舶の航行に重大な支障を生じさせるおそれがあることなどから、近隣地先水面で区画漁業等を行っている漁業協同組合は利害関係人になる。

- (5) 東部県土整備局鳴門庁舎は、漁業協同組合に対して、若布養殖施設の水域占用許可を出している。その水域占用許可に基づき若布養殖施設が海面を占用し養殖を行っていることから、異議申立人の水域占用許可申請に係る20メートル×60メートルの大きな構造物が設置され、周辺海域で区画漁業権に基づく若布養殖を営む漁業協同組合への影響を考慮し、利害関係人との調整を促すという意味で、漁業協同組合の同意を求めるという考え方である。調整をつけるために、同意が前提条件になる。周辺で区画漁業権に基づく若布養殖を営む組合の同意を得ることにより、利害関係人との調整がつき、占用許可について検討できるということである。ただし、同意書があっても他の審査基準を満たさなければ不許可の場合も出てくる。

- (6) 異議申立人は、立案文書ではなく、立案するために協議した内容を記録した文書

の公開を求めているが、一般的に協議事項全てについて、文書作成義務を課されているものではない。全ての協議の記録を報告書として残すわけではない。

- (7) ○○海峡は非常に潮流が早く、安全性について十分確認しない結果、釣り筏が流れ出す等した場合の周辺への影響を考慮し、安全性を確認できるものとして、異議申立人に設計計算書を求めた。構造の安全性を証明すべきは申請者本人であると考えている。
- (8) 港湾法が、港湾区域内の水域又は公共空地の占用などの行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、港湾計画の遂行を著しく阻害しその他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、占用などの許可をしてはならない旨規定していることから、港湾に設置する工作物の安全に疑義があったので、港湾法施行細則第2条所定のものに限定されることなく、その安全性を確認するための書類の提出を異議申立人に求めた。
- (9) 港湾法施行細則第2条に規定されている水域占用許可申請書に添付すべき書類及び図面は、あくまでも基本的な例示であり、制限列举ではない。添付すべき書類及び図面で安全性が確認できなければ、確認できるものの提出を求める。
設計計算書は、台船（釣り筏）は海に浮かべるため、塗装は何年もつか、外板は毎年どのくらい浸食するのか等台船の耐用年数が分かるものを想定している。
- (10) 異議申立人は、「水域占用物の耐用年数や塗装及び外板の必要な性能を決定した根拠が記入されている設計計算書」の公開を求めているが、水域占用許可申請の対象となる工作物の形状、性質は様々なものであり、申請者から提出された「安全性が確認できるもの」について、個々個別に判断することが必要となることから統一的な基準はない。
- (11) 設計計算書が、一般社会に存在しない書類ということは有り得ないと考える。台船という船を造っている以上、その船を造る過程で有ると考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

当審査会は、実施機関が行った公文書公開等の決定につき、その妥当性を審議する機関であるので、本件請求に係る公文書が不存在であることを理由に、実施機関が行った本件処分の妥当性について、各請求項目毎に検証する。

- (1) 上記「第2, 1, ①, ②, ③」について

当該請求①「行政は継続性が有るのか。有れば有る事を示す根拠の書類，無ければ無い事を示す根拠の書類」，②「行政は自分の間違いに気付いたときはどう対処するのか。」，③「行政は間違いを指摘され，間違いを認めた時は，結果の責任を誰が取るのか。」については，〇〇港港湾区域の水域占用許可に関して，長期に及ぶ異議申立人に対する実施機関の「行政の対応」に関する公文書公開請求と考えられる。

条例第8条には，「実施機関は，公開請求があった場合には，公開請求に係る公文書に非公開情報のいずれかが記録されている場合を除き，請求者に対し，当該公文書を公開しなければならない。」と規定され，条例第7条第2号では，実施機関は，公開請求に係る公文書を保有していないときは公開請求を拒否することができるとしている。

また，条例第2条第2項において，公文書とは，「実施機関の職員が職務上作成し，又は取得した文書，図画及び写真並びに電磁的記録であって，当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして，当該実施機関が保有しているもの」とされ，徳島県公文書管理規則第5条では，意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならないとされている。

よって，①の「行政の継続性」については，一般論として，文書により意思決定を行うというより，行政に求められていること，②，③については，「行政の対応」として，通常，係る事案が発生した際に意思決定されるものと考えられることから，実施機関において，①，②，③の請求に係る公文書を，現に保有していないことを理由に，条例第7条第2号を適用し，文書不存在により本件処分を行ったことについては不自然な点はないと認められる。

(2) 上記「第2，1，⑤」について

当該請求は，ア「徳島県港湾課に，水域占用物の耐用年数や塗装及び外板の必要な性能を決定した根拠が記入されている設計計算書」，イ「港湾課に過去に提出があった書類」についての公文書公開請求である。

実施機関の説明によると，「設計計算書」については，水域占用申請の対象となる工作物について，港湾法施行細則第2条に規定している計画説明書，位置図，平面図，構造図，断面図及び求積図に加えて，技術的に安全性の確認を行う必要がある場合には求めているということである。

すなわち，台船（釣り筏）が周辺海域を漂流し，航行船舶と衝突するなどして，港湾施設や船舶の航行に重大な支障を生じさせるおそれがあることから，実施機関が，台船（釣り筏）の安全を確認するため，耐用年数や，塗装及び外板の必要な性能を記載した根拠が記入されている設計計算書の提出を異議申立人に求めたものと認められるものである。

異議申立人は，実施機関が保有しているとする「設計計算書」の公開を求めているが，水域占用申請の対象となる工作物の形状，性質は様々なものであり，申請者

から提出された「安全性が確認できるもの」について、個々個別に判断することが必要となることから統一的な基準は実施機関には無く、上記「ア」の「設計計算書」を保有していない、また、過去に上記「イ」として実施機関に提出された事例も無いとのことである。

以上から、異議申立人が請求する公文書は、現に実施機関において保有していないことから、条例第7条第2号を適用し、文書不存在により本件処分を行ったという実施機関の説明に、不自然・不合理な点はないと認められる。

(3) 上記「第2, 1, ⑥」について

当該請求は、ア「〇〇・〇〇・漁協に港湾課が我々に同意を求めた権利の付与を示す書類」、イ「漁業協同組合への港湾課が権利付与について協議した記録、付与についての決済が解かる書類」についての公文書公開請求である。

実施機関が東土第31408号により、異議申立人に補正を求めた「5 近隣地先水面で区画漁業等を行っている漁業協同組合は利害関係人に該当することから、その同意書を添付すること」に関して請求しているものと考えられる。

実施機関は、「漁業協同組合に対して、若布養殖施設の水域占用許可を出している。その水域占用許可に基づき若布養殖施設が海面を占用し養殖を行っていることから、異議申立人の水域占用許可申請に係る20メートル×60メートルの大きな構造物が設置され、周辺海域で区画漁業権に基づく若布養殖を営む漁業協同組合への影響を考慮し、利害関係人との調整を促すという意味で、漁業協同組合の同意を求める」という考え方により、漁業協同組合は審査基準の利害関係人に当たるとして同意を求めているものである。

異議申立人は、区画漁業権、水域占用許可を得ている漁業協同組合に対して同意を求める権利の付与等に関する公文書公開を請求しているが、一方、実施機関は、審査基準に基づき利害関係人である漁業協同組合に同意を求めるのは、行政裁量の範囲内であり、権利の付与等に関する公文書は存在しないと説明しているものである。

港湾法第37条第1項に、「港湾区域内の水域又は公共空地の占用などの行為が、港湾の利用若しくは保全に支障を与え、港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、占用などの許可をしてはならない」旨を規定しており、審査基準には、「港湾法第37条第1項に規定する工事等の許可については、港湾法、港湾法施行令、港湾法施行規則、港湾法施行条例及び港湾法施行細則に定めがあるもののほか、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。」とあり、「次に掲げる基準」である審査基準の「(2) 申請書に添付する書類及び図面は規則で定めるもののほか、利害関係人が存在する場合はその同意書を添付していること」「⑥近隣事業者の事業活動に支障を与えない(与える場合は同意書をもって足る)」に基づき、漁業協同組合は利害関係人に当たるとして同意を求めたとする実施機関の説明に、不合理な点

は認められない。

そうすると、港湾法第37条第1項の水域占用許可に係る審査基準に基づき、漁業協同組合に対して同意を求めており、異議申立人が請求する上記「ア」、「イ」に係る対象公文書は存在せず、実施機関では公文書を保有していないことに不合理な点はないと考えられるものである。

以上から、異議申立人が請求する公文書は、現に実施機関において保有していないことから、条例第7条第2号を適用し、文書不存在により本件処分を行ったという実施機関の説明に、不自然・不合理な点はないと認められる。

(4) 上記「第2, 1, ⑦」について

当該請求について、港振第138号を確認したところ、異議申立人が主張する「近隣地先水面で区画漁業等を行っている漁業協同組合の同意書を申請書に添付するよう補正を求めた」との記載が認められた。

当該請求は、「港振138号に示す区画漁業等を行っている漁業協同組合の同意書を求めるが、ア『何の権利に対する同意書か、港湾課が与えた権利の説明、権利と義務を示す書類』、イ『港湾課内の権利に対する決裁書類』」についての公文書公開請求である。

異議申立人は、漁業協同組合に対して同意を求める権利と港湾課内のその権利の決裁書類に関する公文書請求を行っているが、実施機関は、審査基準に基づき同意を求めるのは、上記(3)と同様に行政裁量の範囲内であり、同意を求める権利等に関する公文書は存在しないとの説明に不合理な点は認められない。

以上からすると、当該請求に係る公文書は、実施機関において現に保有していないことから、条例第7条第2号を適用し、文書不存在により本件処分を行ったという実施機関の説明に、不自然・不合理な点はないと認められる。

(5) 上記「第2, 1, ⑧」について

当該請求について、港振第138号を確認したところ、異議申立人が主張する「平等、公平、公正を原則に港湾行政をすることや、徳島県職員の県民に対する姿勢等を理由として挙げているが、いずれも徳島県及び徳島県職員に対する単なる要望や批判にすぎない」との記載が認められた。

異議申立人は、この記載に対して、「徳島県職員に対する要望や批判をどの様にして、徳島県の何処へ訴えれば良いですか。教えてください。」と公文書公開請求しており、「港振第138号に関する徳島県職員に対する批判や要望先」を示す公文書を請求しているものと考えられる。

「港振第138号に関する徳島県職員に対する批判や要望先」は、まさに、港振第138号の決定を行った主務課であると考えするのが自然であるが、主務課において、現に、「港振第138号に関する徳島県職員に対する批判や要望先」を示す公文書を保有していないことから、条例第7条第2号を適用し、文書不存在により本

件処分を行ったことに、不自然な点はないと認められる。

(6) 上記「第2, 1, ⑨」について

当該請求について、港振第138号を確認したところ、異議申立人が主張する「いずれも徳島県及び徳島県職員に対する単なる要望や批判にすぎない」との記載が認められた。

異議申立人は、この記載に対して、「我々は、行政手続法第5条審査基準に基づく説明を求めています。我々の主張が要望や批判に過ぎないと判断をした説明をして下さい。審査基準に対する説明の要求が、要望や批判に過ぎないと判断した根拠の書類を見せてください。港湾課内部の決裁書類。」との公文書公開請求をしており、「港振第138号に示す異議申立人の主張が要望や批判に過ぎないと判断した根拠の書類、港湾課内部の決裁書類。」に関する公文書公開請求と考えられる。

異議申立人は、既に、「〇〇協同組合から提起された異議申立てに対する棄却決定について」を取得しており、実施機関は他に当該公文書を保有していないことから、条例第7条第2号を適用し、文書不存在により本件処分を行ったことに、不自然な点はないと認められる。

(7) 以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当であると判断する。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成22年 9月 2日	諮問
9月22日	実施機関からの理由説明書を受理
11月 5日	異議申立人からの意見書を受理

12月16日	審議（第84回審査会）
平成23年 1月27日	実施機関からの口頭理由説明，審議 （第85回審査会）
2月28日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議 （第86回審査会）
3月18日	審議（第87回審査会）
4月13日	審議（第88回審査会）